

工事が完了したら・・・



完了検査を受けましょう

完了検査とは・・・？

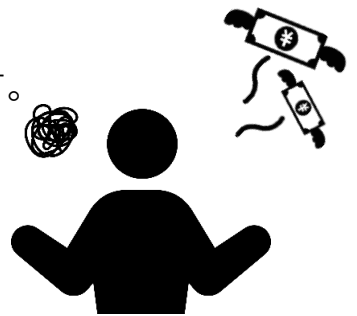
建築主は、工事が完了した日から4日以内に建築主事に完了検査の申請をしなければなりません。

完了検査とは、建築物が完成した際に、建築基準関係規定に適合しているかを確認する検査のことで、適合が認められた場合【**検査済証**】が交付されます。

完了検査を受けないとどうなる・・・？

【**検査済証**】がないと、下記のようなリスクが考えられます。

- ・金融機関からの融資や補助金が受けられない
- ・将来、建築物の増改築や用途変更が難しくなる
- ・違反が発覚した時点での是正工事が必要になる



罰則はあるの・・・？

建築基準法に罰則規定が定められており、完了検査の申請を行わなかった場合や検査済証の交付を受けないで、建築物を使用した場合、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。**



※中間検査も忘れずに受けましょう。

問い合わせ先：新潟市 建築部 建築行政課 建築審査係
電話／025-226-2849 FAX／025-229-5190

建築基準法第6条の規定に基づく建築確認済証が交付されました。

当該工事現場の見易い場所に国土交通省令で定める様式により**確認があった旨の表示**をして下さい。

また、工事の進捗に伴い、以下の手続を忘れずに行ってください。

① 工事施工状況報告書

次の各号に掲げる工程に達したときは、当該工事が終了した日から4日以内に建築主事に工事の施工状況を報告しなければなりません。

- (1) 法第6条第1項第1号又は第2号（木造建築物で階数が2かつ延べ面積が300平方メートル以下、若しくは階数が1かつ延べ面積が200平方メートルを超え300平方メートル以下のものを除く）に掲げる建築物で、基礎が終了したとき及び各階の構造耐力上主要な部分の工事が終了したとき
- (2) 前号以外の建築物で、基礎が終了したとき
- (3) 政令第138条に掲げる工作物で基礎が終了したとき及び構造耐力上主要な部分の工事が終了したとき

② 中間検査（新潟市中間検査の手引きは新潟市建築行政課HPに掲載中）

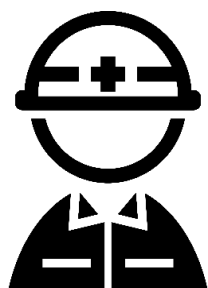
次の各号に掲げる工程に達したときは、当該工程に達した日から4日以内に建築主事に中間検査の申請しなければなりません。

- (1) 法第7条の3第1項の規定に該当する場合
- (2) 新潟市中間検査の手引きの2. 2. 3の建築物に該当し、
2. 2. 4の特定工程に達した場合

③ 完了検査

工事を完了したときは、完了した日から4日以内に建築主事に完了検査の申請をしなければなりません。

完了検査を受検せず、検査済証の交付を受けなかった場合、違反が発覚し是正工事が発生する、将来増改築等をする際の支障となるなど、**後のトラブルに繋がる恐れがあるため、必ず受検してください。**



※ なお、報告や申請を怠った場合は、法第99条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

問い合わせ先：新潟市 建築部 建築行政課 建築審査係
電話／025-226-2849 FAX／025-229-5190